

## 匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会の審議の結果

| 組 合 長 提 出 議 案 |  |      |
|---------------|--|------|
| 番 号           | 議 案 名 と 内 容  | 結 果  |
| 議案第1号         | 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について) | 承認   |
| 議案第2号         | 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について                   | 認定   |
| 議案第3号         | 匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について                   | 原案可決 |

令和元年9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会  
会議録

令和元年10月10日 開会  
令和元年10月10日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和元年度9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合告示第4号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会を下記のとおり招集する。

令和元年9月10日

匝瑳市横芝光町消防組合  
組合長 太田 安規

記

- 1 日 時 令和元年10月10日（木）午前10時
- 2 場 所 野栄総合支所2階学習室

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和元年9月定例会 会議録目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 議事日程                   | 1  |
| 出席議員                   | 1  |
| 欠席議員                   | 1  |
| 事務局職員出席者               | 2  |
| 地方自治法第121条の規定による出席者    | 2  |
| 開会の宣告                  | 3  |
| 開議の宣告                  | 3  |
| 会期の決定                  | 3  |
| 会議録署名議員の指名             | 3  |
| 説明員として通知のあった者の報告       | 4  |
| 報告(第1号)・議案(第1号-第3号)の上程 | 4  |
| 組合長提案理由の説明             | 4  |
| 報告(第1号)の内容説明-質疑        | 6  |
| 議案(第1号)の内容説明-質疑        | 7  |
| 議案(第2号)の内容説明-質疑        | 9  |
| 議案(第3号)の内容説明-質疑        | 19 |
| 一般質問                   | 20 |
| 議案(第1号-第3号)の討論-採決      | 28 |
| 議長の挨拶                  | 29 |
| 閉会の宣告                  | 29 |
| 署名議員                   | 30 |

令和元年9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会議事日程

10月10日（木曜日）午前10時開会

- 1 開会
- 2 開議
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 報告（第1号）・議案（第1号―第3号）の上程  
報告第1号 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越について  
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）  
議案第2号 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 組合長提案理由の説明
- 7 報告（第1号）の内容説明―質疑
- 8 議案（第1号）の内容説明―質疑
- 9 議案（第2号）の内容説明―質疑
- 10 議案（第3号）の内容説明―質疑
- 11 一般質問
- 12 議案（第1号―第3号）の討論―採決
- 13 閉会

---

出席議員（9名）

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 議長  | 平山政利君 | 1番 | 田村明美君 |
| 2番  | 佐藤 悟君 | 3番 | 武田光由君 |
| 6番  | 秋山忠史君 | 7番 | 川島 仁君 |
| 8番  | 庄内賢一君 | 9番 | 秋鹿幹夫君 |
| 10番 | 須合一嘉君 |    |       |

---

欠席議員（1名）

5番 林 勝也君

---

事務局職員出席者

|      |      |     |      |
|------|------|-----|------|
| 主幹   | 大木利貞 | 副主査 | 實川 駿 |
| 主任主事 | 岡嶋晃貴 |     |      |

---

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

|                |       |             |       |
|----------------|-------|-------------|-------|
| 組合長            | 太田安規君 | 副組合長        | 佐藤晴彦君 |
| 会計管理者          | 畔蒜稔行君 | 匝瑳市<br>総務課長 | 大木進一君 |
| 横芝光町<br>環境防災課長 | 萩原浩己君 |             |       |

消防組合

|              |       |             |       |
|--------------|-------|-------------|-------|
| 総務課長         | 伊藤幸夫君 | 警防課長        | 飯田政彦君 |
| 予防課長         | 加瀬 智君 | 匝瑳消防署長      | 大木良章君 |
| 横芝光<br>消防署長  | 根本 勉君 | 匝瑳消防署<br>主幹 | 布施泰史君 |
| 横芝光消防署<br>主幹 | 石井 清君 |             |       |

△開会の宣告（午前09時56分）

○議長（平山政利君） おはようございます。

これより、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会を開会いたします。

---

△開議の宣告

○議長（平山政利君） 直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は、9名であります。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

---

△会期の決定

○議長（平山政利君） 日程第1、会期の日程について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、日程表（案）のとおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、日程表（案）のとおり、本日1日限りと決定いたしました。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（平山政利君） 日程第2、会議録署名議員の指定をいたします。

会議規則第79条の規定により、議長において、6番議員、秋山忠史君、8番議員、庄内賢一君

の両名を指名いたします。

会議録署名議員

6 番議員 秋山忠史君

8 番議員 庄内賢一君

---

△説明員として通知のあった者の報告

○議長（平山政利君） 次に、本定例会に地方自治法第 121 条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として、出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、御手元に配布いたしました印刷物資料のとおりであります。

---

△報告（第 1 号）・議案（第 1 号―第 3 号）の上程

○議長（平山政利君） 組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので御報告いたします。

日程第 3、日程に従いまして、報告第 1 号及び議案第 1 号から議案第 3 号までを一括上程し、議題といたします。

これより、太田組合長に提案理由の説明を求めます。

太田組合長。

---

△組合長提案理由の説明

◎組合長（太田安規君） 皆さん、おはようございます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年 9 月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り衷心より感謝申し上げます。

また、日頃より匝瑳市横芝光町消防組合の運営につきまして、格別なる御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきましては、平成 30 年度決算等について御審議をお願いするわけでございますが、



提案理由の御説明を申し上げる前に、当消防組合の消防業務及び危機管理体制等につきまして、所感を申し上げさせていただきたいと思っております。

近年、地震や風水害などの自然災害が激甚化し、被災県単独では対応困難な大規模かつ広域的な災害が頻発しております。

先月 9 日には台風 15 号が強い勢力のまま、千葉市に上陸、関東地方といたしましては、観測史上最大を記録する暴風雨により、過去最大級の台風被害をもたらしました。県内でも大規模な停電や断水が長期間続き、家屋や農業関連、あらゆる分野において甚大な被害をもたらし、復旧には相当な時間を要することが見込まれ、住民の皆様も不自由な生活を余儀なくされているところであります。

被災者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

昨今の大雨や巨大台風、土砂災害といった災害は、今後さらに頻度を増し、その被害規模もより深刻なものとなることも予想もされております。加えて台風 19 号の襲来も予測されている中でありますけれども、そのような中で近い将来の発生が予想されております南海トラフ地震、首都直下地震等においても、甚大な被害が想定されています。

このような大災害にも円滑に対応できるよう、県内消防機関をはじめ、警察、自衛隊など関係機関等との連携を強化し、地域防災力を高め、地域住民の安全と安心を最優先とした、より一層の危機管理体制を築いてまいりたいと考えております。

以上、当消防組合業務に対する私の考えを申し上げさせていただきましたが、今後とも議員の皆様方には御理解と御協力をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、本定例会に提案いたします報告 1 件、議案 3 件の提案理由を申し上げます。

報告第 1 号 平成 30 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越について

本件は、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、ちば消防共同指令センターシステム機器更新事業に係る継続費を繰り越したもので、同項の規定により継続費繰越計算書を調整し、これを議会に報告するものであります。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和元年 10 月 1 日から施行されることに伴い、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、同年 9 月 13 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第 2 号 平成 30 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本案は、平成 30 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第 3 号 匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、職員定数 110 人とする時限措置を増大する消防需要に対応するため、令和 7 年度まで 5 年間の延長をしたく提案した次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

---

△報告第 1 号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 太田組合長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 4、これより審議に入ります。

報告第 1 号 平成 30 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越について、を議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それでは、報告第 1 号について、御説明をいたします。

本件は、平成30年度、31年度で継続事業でありました、ちば消防共同指令センターシステム機器更新の事業に対しまして、平成30年度当初見込み予算でありました、421万6,000円の事業費が入札により403万7,644円と下がったため、17万8,355円を繰り越したものであります。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって報告第 1 号の質疑を打ち切ります。

---

△議案第1号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

加瀬予防課長。

◎予防課長（加瀬智君） それでは、議案第1号について御説明いたします。

本案は、総務省の通知に基づくもので、本年10月1日に消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、国が制定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規程する手数料の額の標準を引き上げる改正を行うもので、影響を受ける手数料のうち直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い改正されるものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） 組合の手数料条例というものがありますが、別紙の金額の改正、手数料額の改正ということなんですが、もう少し詳細な説明をいただきたいと思います。

それから、消費税の増税に基づいて、国の方針、政策からきてることなんですけれども、そのほかの使用料、手数料の増額改正というのは、予定があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（平山政利君） 加瀬予防課長。

◎予防課長（加瀬智君） 本件で改正されたのは、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係るものの一部、3項目について標準額が改正されたことに伴いまして、匠瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正いたしました。

引き上げている項目につきましては、御手元の資料のとおりでございます。

それから、この3つのほかに手数料の引上げはございません。以上でございます。

○議長（平山政利君） 田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） そのほかには予定がないということですが、設置許可申請の手数料3件について、各1万円ずつの引上げということで、1万円をなぜ引き上げるかというのは、国との基準の関係なのかなと思うんですけども、なぜこの3つについてだけなのかというのと、それからいろいろ加味してこの設置許可申請の手数料だけ引上げるという、この根拠というのか、そういったことでこの部分引き上げるということになったのかな、というその説明をいただきたいと思います。

○議長（平山政利君） 加瀬予防課長。

◎予防課長（加瀬智君） 今回の3つに関しては、とても大きなタンクでありまして、1万キロから20万キロ未満タンクの3項目について引き上げられたわけなんですけど、これは国から通達がありまして、それに伴い手数料を引き上げたものでございます。

もう1点ですが、いま手元に詳しい資料がございません。改めて、お答えしたいと思います。以上です。

○議長（平山政利君） 田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） 3回目ですが、影響額、それから影響件数と影響する対象者というのはどういったものなんでしょうか。

◎予防課長（加瀬智君） 当消防組合管内には、このような施設はございません。よって、影響を受ける業者さんはございません。以上でございます。

○議長（平山政利君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。

△議案第2号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 議案第2号 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それでは、議案第2号 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算について、御説明させていただきます。

はじめに、一般会計歳入歳出決算事項別明細書から御説明しますので、そちらを御準備願いますでしょうか。

決算書の9ページと10ページをお開きをお願いします。

まずは、歳入でございます。

1款の分担金及び負担金ですが、当初予算額9億5,676万2,000円、補正予算額は566万2,000円の減額で、予算現額は9億5,110万円であり、調定額、収入済額ともに9億5,110万円です。

各市、町の分担金につきましては、右側備考欄をごらんください。

匝瑳市が5億9,686万6,000円、横芝光町が3億5,423万4,000円であり、分担率は、匝瑳市が62.76%、横芝光町が37.24%です。

次に、2款の使用料及び手数料ですが、当初予算額40万1,000円、補正予算額は0で、予算現額は40万1,000円、調定額、収入済額ともに60万4,180円です。

その内、1項使用料は、当初予算額1,000円、補正予算額は0で、予算現額は1,000円、調定額、収入済額ともに3,930円です。これは、行政財産使用料となります。

2項手数料は、当初予算額40万円、補正予算額は0で、予算現額は40万円、調定額、収入済額ともに60万250円です。これは危険物許認可手数料です。

次に、3款の国庫支出金につきましては、当初予算額1,000円、補正予算額は0で、予算現額は1,000円、調定額、収入済額ともに0であります。

4款の県支出金の1項県補助金については、当初予算額238万3,000円、補正予算額は1万9,000円で、予算現額は240万2,000円、調定額、収入済額ともに240万2,000円であります。

こちらは、横芝光消防署に配備したポンプ車の消防防災施設強化事業補助金であります。

5 款繰越金ですが、当初予算額 100 万円、補正予算額 1,307 万 7,000 円、予算現額は 1,407 万 7,000 円、調定額、収入済額ともに 1,407 万 7,452 円であります。これは前年度の不用額を繰り越したものでございます。

6 款の諸収入は、当初予算額 86 万円、補正予算額 0 で、予算現額は 86 万円、調定額、収入済額ともに 88 万 1,664 円であります。

その内、1 項の組合預金利子は、予算額 1 万円、補正予算額 0 で、予算現額は 1 万円、調定額、収入済額ともに 1,483 円です。

2 項雑入につきましては、保健事務手数料などですが、当初予算額が 85 万円、補正予算額 0 で、予算現額は 85 万円、調定額、収入済額はともに 88 万 181 円であります。

次に、7 款の組合債につきましては、当初予算額 4,100 万円、補正予算額 180 万円の減額で、予算現額は 3,920 万円であり、調定額、収入済額ともに 3,910 万円であります。これは、消防ポンプ車購入及び共同指令センターシステム機器更新による事業債であります。減額補正は入札に伴います起債の減額によるものです。

続いて、歳出でございます。11 ページと 12 ページをお開き願います。

1 款の議会費ですが、当初予算額 13 万 3,000 円、補正予算額 0 で、予算現額は 13 万 3,000 円、支出済額は 12 万 2,732 円で、不用額は 1 万 268 円、予算現額に対する執行率は 92.28%です。

次に、2 款の総務費ですが、当初予算額 8 万 3,000 円、補正予算額 0 で、予算現額は 8 万 3,000 円、支出済額は 4 万 5,220 円、不用額は 3 万 7,780 円で、予算現額に対する執行率は 54.48%です。

この内訳は、1 項総務管理費の当初予算額 5 万 3,000 円、補正予算額 0 で、予算現額は 5 万 3,000 円、支出済額は 2 万 3,000 円、不用額は 3 万円となります。

2 項監査員費の当初予算額 3 万円、補正予算額 0 で、予算現額は 3 万円、支出済額は 2 万 2,220 円、不用額は 7,780 円であります。

続いて 3 款の消防費ですが、当初予算額 9 億 7,434 万円、補正予算額 563 万 4,000 円で、予算現額は 9 億 7,997 万 4,000 円、支出済額は 9 億 7,067 万 2,600 円、継続費逡次繰越額 17 万 8,355 円、不用額は 912 万 3,045 円で、予算現額に対する執行率は 99.05%となります。

不用額の主なものといたしましては、1 目の常備消防費における 3 節職員手当等の 656 万 6,042 円などとなっております。

1 項常備消防費ですが、当初予算額 9 億 2,469 万 6,000 円、補正予算額 639 万 2,000 円で、予算現額は 9 億 3,108 万 8,000 円、支出済額は 9 億 2,178 万 7,480 円、継続費逡次繰越額 17 万 8,355 円、不用額は 912 万 2,165 円で、予算現額に対する執行率は 99%となります。

1 目の常備消防費のうち 1 節報酬ですが、予算現額は 5 万 4,000 円、支出済額 0 で、不用額は 5 万 4,000 円です。

2 節から 4 節までは、いわゆる人件費ですが、2 節の給料は、予算現額 3 億 8,622 万 4,000 円、支出済額は 3 億 8,622 万 3,600 円で、不用額は 400 円です。

3 節の職員手当等は、予算現額 2 億 7,282 万 3,000 円、支出済額 2 億 6,625 万 6,958 円で、不用額は 656 万 6,042 円です。

4 節の共済費は、予算現額 1 億 6,606 万 3,000 円、支出済額 1 億 6,604 万 809 円で、不用額は 2 万 2,191 円です。

続きまして、13 ページと 14 ページをお開き願います。

7 節の賃金は、予算現額 213 万 2,400 円、支出済額 213 万 2,400 円で、不用額は 0 です。こちらは、嘱託職員の賃金となります。

8 節の報償費は、予算現額 18 万 7,330 円、支出済額 18 万 7,330 円で、不用額は 0 です。

9 節の旅費は、予算現額 68 万 9,270 円、支出済額は 62 万 580 円で、不用額は 6 万 8,690 円です。

10 節の交際費は、予算現額 12 万円、支出済額は 10 万 4,400 円で、不用額は 1 万 5,600 円です。

11 節の需要費は、予算現額 3,542 万 7,000 円、支出済額は 3,431 万 7,977 円で、不用額は 110 万 9,023 円です。その内訳は、消耗品費 1,565 万 9,017 円、燃料費これは車両燃料、庁舎の暖房費を含めた金額で 688 万 6,949 円、光熱水費こちらは電気代、水道料金で 631 万 2,529 円、修繕料 503 万 1,566 円は車両の車検代なども含めた金額となっております。

12 節の役務費は、予算現額 629 万 6,590 円、支出済額は 629 万 6,590 円で、不用額は 0 です。これは電話料、消防に関する回線使用料、自動車関連損害保険料などです。

続いて、15 ページと 16 ページをお開き願います。

13 節の委託料は、予算現額 1,300 万 6,906 円、支出済額は 1,275 万 281 円で、不用額は 25 万 6,625 円です。主な内訳といたしましては、職員健康診断委託料、消防用無線設備保守点検委託料、ホームページ用サーバー等保守委託料などです。

続いて、17 ページと 18 ページをお開きください。

14 節の使用料及び賃借料は、予算現額 1,312 万 704 円、支出済額は 1,297 万 2,242 円で、不用額は 14 万 8,462 円です。これはテレビ受信料、有料道路通行料などです。

18 節の備品購入費は、予算現額 663 万 8,129 円、支出済額は 663 万 8,129 円で、不用額は 0 です。

続きまして、19 ページと 20 ページをお開きください。

19 節の負担金、補助及び交付金は、予算現額 2,778 万 3,871 円、支出済額は 2,672 万 4,384 円、継続費通次繰越額 17 万 8,355 円で、不用額は 88 万 1,132 円です。

続いて、21 ページと 22 ページをお開きください。

27 節の公課費は、予算現額 52 万 1,800 円、支出済額は 52 万 1,800 円で、不用額は 0 です。これは自動車重量税になります。

2 項の消防施設費ですが、当初予算現額 4,964 万 4,000 円、補正予算額 75 万 8,000 円の減額で、予算減額 4,888 万 6,000 円、支出済額は 4,888 万 5,120 円、不用額は 880 円です。

この内訳は、15 節の工事請負費、予算現額 525 万 3,120 円、支出済額は 525 万 3,120 円で、不用額は 0 となります。これは匝瑳消防署屋上防水改修工事と冷却塔の更新工事費となります。

18 節の備品購入費は、予算現額 4,363 万 2,880 円、支出済額は 4,363 万 2,000 円で、不用額は 880 円です。こちらは、入札による消防ポンプ車購入費です。

次に 4 款公債費ですが、当初予算額 2,285 万 1,000 円、補正予算額 0 で、予算現額 2,285 万 1,000 円、支出済額は 2,281 万 7,857 円で、不用額は 3 万 3,143 円です。予算現額に対する執行率は 99.85% です。

1 項公債費のうち 1 目元金は、当初予算額 2,202 万 8,000 円、補正予算額 0 で、予算現額 2,202 万 8,000 円、支出済額は 2,202 万 7,137 円で、不用額は 863 円です。

2 目利子は、当初予算額 82 万 3,000 円、補正予算額 0 で、予算現額 82 万 3,000 円、支出済額は 79 万 720 円で、不用額は 3 万 2,280 円でございます。

次に別冊でお渡しをしております、決算に係る主要な施策の成果の 5 ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらの下段になりますけれども、4 起債償還状況というのがございます。そちらを見て頂きまして、前年度未償還額 4,914 万 7,000 円、当該年度中起債額 3,910 万円、決算年度元金償還額 2,202 万 7,000 円、決算年度未償還額 6,622 万円となっております。

大変恐縮ですけれども決算書の 23 ページと 24 ページにお戻り願いますでしょうか。こちらの 23 ページと 24 ページになります。

5 款の予備費ですが、当初予算額 500 万円、補正予算額は 0、予算現額は 500 万円、支出済額は 0 で、不用額は 500 万円です。

歳出の合計は、当初予算額 10 億 240 万 7,000 円、補正予算額 563 万 4,000 円の増額補正で、予算現額は 10 億 804 万 1,000 円、支出済額は 9 億 9,365 万 8,409 円、継続費通次繰越額 17 万 8,355 円、不用額は 1,420 万 4,236 円であります。予算現額に対する執行率は 98.57% になります。

続いて、申し訳ありません。27 ページをお開き願います。



実質収支に関する調書ですが、歳入総額は10億816万5,000円、歳出総額は9億9,365万8,000円で、歳入歳出差引額は1,450万7,000円です。

翌年度に繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額17万8,000円、実質収支額は1,432万9,000円です。

続いて29ページと30ページをお開きください。

財産に関する調書ですが、公有財産の決算年度末現在高の土地につきましては、合計で1,938.02平方メートル、建物は、木造、非木造合わせて、2,215.65平方メートルです。

最後になりますけれども、31ページをお開き願います。

物品の決算年度末現在高になります。

以上で、平成30年度の決算の内容説明を終わりにさせていただきます。

なお、別冊の決算に係る主要な施策の成果には、実績等詳細が記載されておりますので、そちらのほうも併せてよろしくお願いたします。以上です。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） 3回までということでしょうか、質疑のほう。

順不同といいますか、順序良くということじゃなくて、わかるところからお尋ねさせていただきたいんですが、今御説明いただいた、決算書の29ページ30ページのところで財産に関する調書の土地で横芝光消防署庁舎の土地の部分が財産になっていないということで、これは貸与されていると、それから賃借料という項目に記載がないようですが、横芝光町のほうから無償貸与されているのか、その辺の現在の事情を御説明いただきたいと思います。

また、修繕料というところでも大規模な施設の修繕というのは、計上されなかったと思われましたが、施設建物の大きな修繕というのはなかったのか、どうなのか。

それから、横芝光署が、建て替えも課題になっているかと思われませんが、建て替えに向けての進捗状況について御説明をいただければと思っております。

次にですね、歳出の常備消防費の13、14ページのところなんですけれども、嘱託職員賃金というのと、嘱託職員報償費、続けて22ページのところで嘱託職員の社会保険料等が計上されました。嘱託職員というのが、常備消防の歳出のところに記載されていますので、そういった職務、職種の方が何人いらっしゃるのか。その嘱託職員であるということの必要性というのも言い方が良く

ないんですが。常備消防というと、消防組合の職員というと正規職員と認識しやすいんですが、囑託であるということはどういったことなのか御説明いただければと思います。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

まず1点目のところですが、横芝光消防署の土地に関しましては、横芝光町より無償で借り受けているという状況です。

それと2点目の修繕費のところですが、今回の修繕は、匝瑳消防署の屋上の雨漏りが生じたのでそちらの修繕と、冷却塔の補修をしているところです。1点目と2点目はいまお答えしたとおりであります。

○議長（平山政利君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤晴彦君） 横芝光消防署の建て替えの進捗状況についてでございますが、これいま現在、消防の計画の下で、いまの場所に建て替えをする方向で進んでおまして、ただいま、総務課長よりお話がありましたとおりあの土地につきましては、横芝光町の土地でございます。狭隘な部分もありますので、隣地についていま検討しており、保証監査を入れている状況でございますので、その土地については横芝光町で購入をする準備をしているところでございます。以上でございます。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） そのほかの囑託職員に関しましての質問ですが、どのような仕事をしているかということですが、いま現在、横芝光町から給与関係、共済組合関係の色々な事務を1名の正規の職員を送っていただき業務を行なっています。そのサポートといたしまして、囑託職員の方にお手伝いをいただいているところです。

主に事務の、正規で送っていただいている職員のサポートという形で予算関連の仕事をしていただいているところであります。

それから、囑託職員の人数は1名であります。以上です。

○議長（平山政利君） 質疑ありませんか。

田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） それで常備職員で職員体制なんですけど、施策の成果のほうで出ている、12ページのところで職員配置表があります。定数条例のところも議案になっていますけれども、平成30年4月1日現在で定数110のうち実員109ということで、消防長以下本部各消防署の人数が出ていますが、1名定数に満たないというのはどういった部分なんでしょうか。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） いまの質問にお答えをいたします。

いろいろな状況で私共の仕事も危険が伴っていますので、そういった時に大きな怪我をした場合など、そういったことも生じる可能性もあります。

それと事務量、いまのところはこの109名の段階でどうにか職務をこなしているところですけども、これから事務量や災害の発生が増えた場合などの為に1名を余裕をもってしていると、事務量や災害等が増えた場合に採用できるように、という意味合いも込めて1名を残しているような状況であります。以上です。

○議長（平山政利君） 田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） 内訳で事務局員1名というのが記載がありますんで、先ほどの嘱託職員さん1名というのがこれに該当するのか、それともそれが職員配置表のなかに記載されていないということでしょうか。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

横芝光町より女性の職員を1名派遣をいただいています。その職員は含め、嘱託職員はこの人数のなかには含まれていません。以上です。

○議長（平山政利君） 他に質疑ありませんか。

武田光由君。

◆3番議員（武田光由君） 決算書の14ページのなかの役務費があります、このなかの通信運搬費、通信関係の記載が予算の決裁にあります。特にわからないのが、AVM専用回線通信料29万9,925円の計上があります。これがどういった回線なのか。

また、消防本部として積んでいる携帯の電話、着信専用の電話いろいろあるんですけども、この台風15号の時に通信手段が途絶えてしまったような状況があつて、一般で言うトランシーバ一遠隔的なものなど、どういった通信手段で運用されているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それではただいまの御質問についてお答えをします。

まずAVMというのは、GPSを活用しまして車両の動態を管理するものでございます。千葉の共同指令センターで、20消防本部一緒に活動していますのでその車両の動態を管理するというようなものでございます。

あと15号関連で通信手段、前回の15号の台風に関しましてはそちらの通信手段が途絶えたことはありません。

あとは通常の無線機これは消防で重要なものですので無線機を活用して、仮にですけれども災害対策本部が匝瑳市や横芝光町の役所のなかに立ち上げられた場合に職員がそこに行きますが、通信手段が途切れた時でもその無線を活用して情報の共有を図るそのようなことを行っております。

それからもう1つ衛生電話も1機所有しておりますので、そちらを活用して大規模な災害があった場合に応援要請やそういったものに活用するというような形で整えております。以上です。

○議長（平山政利君） 武田光由君。

◆3番議員（武田光由君） 施策の成果から御質問させてください。

9ページ、ドライブレコーダー4台分ということで、車両関係にドライブレコーダーは全て付いたものなのかどうか。それを、お答えください。

それとですね、11ページ⑧なんですけれども救急救命士東京研修所1名で210万1,300円と

うことで、約6か月間の研修をされたということで、救命士の資格を取る為の研修なのか、それでいま何名くらいの救急救命士の方がいらして緊急出場の時に救命士の方が救急車に搭乗しているのかその辺ことを含めてお願いしたいと思います。

15 ページなんですけれども、平成30年度医療機関別搬送状況ということで、いろいろなところに搬送された訳なんですけれども、搬送先の選別にあたって匝瑳市民病院ですと夜間ですと受け入れないとか、掛かりつけの医師だったり、いろいろ選別があるんでしょうけどその辺の選別、判断基準をどのようにされているのか。このなかにドクターヘリの使用が入っているかと思うんですが、その辺の要請の判断どんな形でとられているのかその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、順番をちょっと確認させてもらいたいですけれども、1点目がドライブレコーダーですね。こちらは4台になっておりますけれども、公用車は全てその4台以外はもう設置を完了しました。このところ、あおり運転などいろいろ世間では騒がれていますので、そういう対策も自分達を守ると同時に、あきらかに事故の原因をはっきりさせるという意味でも公用車には積載をしています。

この4台で全て公用車に設置が終わるという形になっております。

それから救急救命士の6か月間ですか。これは、国家試験があるんですけれども、国家試験を受ける資格を取るために、ある一定の研修を必要としています。そのなかにこの6か月間時間をクリアしてそれで初めて受検資格が得られるという形で、その研修をして国家試験に臨むというような形になっております。

それから、救命士の数ですけれども、現在は30名います。30名いるんですが、年齢がどんどん上がってきて管理職などといった役職に就く場合もありますので、現場で活動しているその30人が全員活動している訳ではありません。現場には、必ず救命士が通常の救急車には搭乗しています。編成上では、3名が全員救命士という形を編成上は取っていますけれども、休みの関係がありますので2名になったり1名になったりすることもございます。

それから病院の判断基準ですけれども、先ほどの冒頭でも2番目の質問でありました救急救命士制度というものができましたので、救命士のトリアージということがしっかりできるようになっています。ある一定の国家試験を受けておりますので、その傷病に関しての判断基準をしっかり見極める、そのような教育とスキルを持ち合わせていますので、それを用いて患者さんの状態

を判断をして、この方は緊急度が高い、これはドクターヘリの方がいい、これは3次病院高度な医療を受けたほうがいいだろうと、そういったものを判断して、それで病院選定していきます。

もう1点、掛かりつけの匝瑳市民病院や桧垣先生のところに掛かってます、東陽病院に掛かってます、さくらクリニックに掛かってます、というような患者さんで重症等とまではいえないが、受傷された時間帯が夜間であった場合には、やはり一旦は掛かりつけの病院、医院へ優先的に収容依頼をしますが、それでも収容が駄目な場合には収容が可能な病院に交渉して収容していく、そのような状況でございます。以上です。

○議長（平山政利君） 武田光由君。

◆3番議員（武田光由君） 確認なんですけれども、このドクターヘリ使用にあたって、トリアージを救命士の方が現場で確認をするという。あと事故など119を鳴らして救急車とドクターヘリが連動して動くなんてことは、例えば早いほうがいいわけですから、そういったこともあるんですか。要は消防士が現場に着く前にドクターヘリが着陸するというようなこともあるんでしょうか。

あと下種な話ですけれども、ドクターヘリの使用料が掛かかないものだと思ってたんですけど、掛かるとすればお医者さんがついてくるので医療費として代金が掛かるという、その辺をちょっと教えてください。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それではただいまの御質問にお答えをします。

ドクターヘリの基準が当然ありまして、救命士が判断基準、要請基準に合致しているかというところを判断します。

それとドクターヘリが先に着いているということは、基本的にはございません。それはなぜかという安全基準上、地上で安全管理がしっかりされたというところで、ドクターヘリと交信をしまして、それで地上の安全は確保できました、ということでヘリは降りてきますので、消防隊が先に安全管理で出場しております。

それと保険料に関しましてですけれども、それは通常のドクターが往診に行くというような内容で、保険の点数から引かれることになるかと伺っております。以上でございます。

◆3番議員（武田光由君） 医療費だけ掛かって、ドクターヘリの出場してもお金は掛かかないんですよ。

○議長（平山政利君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） ドクターヘリの金額というのは掛からないです。その診察、往診に行くのと同じような状態ですので、往診料というのが掛かると、ヘリに関しては掛からないということになります。以上です。

○議長（平山政利君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって議案第2号の質疑を打ち切ります。

---

△議案第3号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 議案第3号 匠瑛市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それでは議案第3号の御説明をいたします。

平成25年に指揮隊車を新規に配備することにより、職員定数を110のまま継続させていただき、これまで災害現場等に対応にあたってきたところであります。

近年、緊急出動件数が増大し、平成30年の消防本部発足以来の出動件数を記録しています。

また、今後予想される高齢化社会の到来により、当面の間救急需要はもとより、災害時要支援者の増加が見込まれます。救急隊、それを支援する消防隊ともに需要が増加すると推測されます。これらのことから、今後も職員定数110人体制を維持していく必要があるものと考えております。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

---

△一般質問

○議長（平山政利君） 日程第5、これより一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、発言通告があった1名の方といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 異議なしと認めます。

ここで、申し上げます。一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事の終了することができるよう御協力をお願いいたします。

また、執行部の答弁も直截簡明に行うよう要望いたします。

なお、一般質問の発言時間については、答弁時間を含めて、妥当な時間内にいたしたいと思えますので御協力をお願いいたします。

それでは、通告により、田村明美君の質問を許します。

田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） 一般質問させていただきます。

先ほど、太田安規組合長からも台風15号のお話がありました。9月9日月曜日未明から早朝にかけて風速37メートルを越える暴風雨が管内でも記録されています。

さらに台風一過後上水道が数日間供給停止となり、また長いところでは1週間、8日間に及ぶ停電などかつてない災害となりました。

そこで消防組合というのは、常備消防ということで火災の消火活動だけでなく、命を守るとい



うことで日々訓練され、活動されているわけなんですけれども。この自然災害時においても市民の命と生活を守る、減災をするということも含めて緊張感を持った活動をされていたと、お察しいたします。

消防組合の方々から見て、私ども市民、そして匝瑳市や管内の横芝光町という行政、地域に根ざしている各種団体の皆さん等に、こういったことを日々心掛けてほしい、また行政に対しては施設の設置、備品の配備等をやっていただきたい。また、訓練も重ねていただきたい。

そういった専門家だからこそ、気づいておられることがあるのではないかと、というふうに考えました。組合長、副組合長、行政のトップということで今日おいでですので、遠慮のないところで、行政また市民に対して御意見また厳しい御指導をいただきたいということで質問をいたしました。

2つあります。1つには、台風15号の被災の影響についてです。1番目管内の消防組合として被災に関連する出動はどうであったのか、伺います。

2つ目に、医療機関の救急搬送についても平時以上のいろいろ配慮また緊張感が伴ったのではないかと。影響についてどうであったのか伺います。

第2問、消防組合の災害対応策について、ということで、消防組合だけがどうのという観点ではございません。私共も一緒になってということで、先ほど冒頭にも述べさせていただきましたように遠慮のない御意見、御指導いただきたいということで、1つ目には行政機関、消防団、地区の自主防災組織等の連携対応、こうあってほしい、こうあるべきではないか、というような御指摘がありましたら、是非いただきたい。

それから2番目に、行政、自主防災組織等における災害対策施設備品購入備えはあるのか、それぞれ行政の責任で備えられておりますけれども、まだまだ管理できているというわけにはいかないのではないかと、こういったもっと、あるいはこういったものが新しいものであるので、備えておかれては、というような御指摘があれば伺いたいと思います。

それから3番目、市や町の総合防災訓練、私共市民を交えた訓練ということでこういったことを今後やっていかなければならないのか。心掛けなければならないのか。是非、教えていただきたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（平山政利君） 太田組合長。

◎組合長（太田安規君） それでは、ただいまの田村議員の質問に答えさせていただきます。

はじめに、台風15号によります被災の影響といたしまして、匝瑳市横芝光町消防組合管内の被

災関連した出動についてのお尋ねでございますけれども、この度の台風に関連して出動した件数は64件であります。

また医療機関への救急搬送に対する影響についてのお尋ねでございますけれども、9月9日の早朝から組合管内ほぼ全域が停電となりましたが、この間に医療機関へ搬送した件数は27件であります。このうち、23件が管外の医療機関に搬送したところでございます。

次に消防組合の災害対応対策として行政機関、消防団、地区自主防災組織等の連携対応についてのお尋ねでございますけれども、組合では匝瑳市及び横芝光町の地域防災計画に基づき、両市町各消防団と連携を密にして対応をしており、この度の台風15号におきましても計画に沿って相互に連携を取り合いながら、対応にあたってまいりました。

なお、御質問のなかで私が匝瑳市長ということで、また横芝光町の佐藤町長ということで、行政のトップとして消防組合についての連携あるいは対応を行政サイドから、どのようにとったのかと、いうことの御質問でございますけれども、私のほうから答弁させていただきたいと思いません。

実は当初、市町は想定外大災害ということで、本当に混沌としたなかで災害対策本部を立ち上げ対応したところであります。そのなかで、総務省の消防庁のほうから被災した、大きな災害を受けた自治体においては、管轄内の消防組合、消防団に関して支援を求められることができると、というような確認事項が参りましたので、早速横芝光佐藤町長さんと相談をいたしまして、匝瑳市横芝光町消防組合にいざという時には、災害の対応対策に対して出動していただきたいと連絡をいたしました。

その後ですけれども、ブルーシート等の仕事が一般家庭ではなかなかできないと、というようなかたちのなかで、自衛隊の派遣がされまして屋根のブルーシートを張るという仕事のなかで、私共自治体の長といたしましては、自衛隊と共に力を発揮してほしいということで消防組合にお願いいたしました。そして、消防団にもお願いをいたしました。

その結果、自衛隊の支援隊と共に当組合の職員のお手伝いをしたというようなことであり、自治体の長といたしましても本当に組合の皆さんには助けられたな、というふうに感謝をしておりますのが実態でございます。

そのようななかで、組合といたしましてもあらゆる関係機関と協力を取りながらこれからも災害対応、対策に備えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（平山政利君） 大木匝瑳消防署長。

◎匝瑳消防署長（大木良章君） ただいまの組合長答弁を補足させていただきます。

管内の被災関連出動につきまして、はじめに台風 15 号に伴う被災関連の出動につきましては 9 月 9 日の未明から 9 月 21 日までの 13 日間、匝瑳市では 48 件、横芝光町では 16 件、合計で 64 件に出動いたしております。

主な活動内容といたしましては、倒木の除去、家屋の飛散物の固定、組合長答弁にもありましたように陸上自衛隊との協力による屋根のブルーシート張り等の応急措置活動を行ったものであります。以上でございます。

○議長（平山政利君） 飯田警防課長。

◎警防課長（飯田政彦君） それでは私のほうからは、消防組合の災害対応策についてお答えいたします。

まず、行政機関、消防団、地区自主防災組織等の連携についてのお尋ねであります。匝瑳市及び横芝光町の地域防災計画では消防組合の主な業務について、災害の予防警戒や火災防ぎよ、情報伝達のほか、人命救助、救出、応急救護、また、その他応急処置等が位置づけられております。

そのため構成市町はもとより、消防及び水防を担当する消防団とも連携しながら地震や津波、風水害等に係る災害対応にあたっているところであります。

なお、今回の台風 15 号に関しましても消防組合では、構成市町、各消防団と台風上陸前から連携を密にし、人的被害が生じた場合の救護関連や被災状況の確認、そのほかの対応にあたるなど連携を築いてまいりました。

また、災害規模が大きく、当該消防本部でも対応が困難な場合でも、迅速に県内広域応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請ができるマニュアルも整っております。

なお、自主防災組織に対しましては、地区の要請等に応じて自主的な防災訓練の運営に参加協力をしており、そのなかで応急救護や避難誘導等に係る指導、助言を行っております。

次に、行政、自主防災組織等における災害対策施設、備品等で備えるものがあるかのお尋ねでございます。構成市町では各避難所等に防災備蓄倉庫が設置され、発電機等の備品のほか、飲料水や非常食が備蓄されていると伺っております。

また、自主防災組織に対しましては匝瑳市では匝瑳市自主防災組織助成要綱に基づき、防災用資機材等が無償貸与しているほか、横芝光町では横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付要綱により、資機材の購入や資機材保管用施設の設置等に対する補助を行っていることと伺っております。

ます。

今回の台風では、長時間の停電が発生しましたが、発電機も防災備蓄倉庫には配備されていることから災害発生直後の直近の間は、対応できるものでないかと考えております。

続きまして、匝瑳市及び横芝光町の総合防災訓練の課題についてのお尋ねでございますが、両市町では地域防災計画に基づき毎年9月に全地区の住民を対象とした防災訓練を実施しており、消防組合も参加、協力しているところであります。両市町とも全国各地において発生した災害を教訓とし、災害対応に即した訓練を取り入れ訓練の充実を図っております。

近年、全国各地において大規模な地震や風水害が発生し、組合管内におきましても先の東日本大震災をはじめ、この度の台風15号により甚大な被害を受けておりますことから、地域住民の防災に関する関心は、益々高まるものと考えております。このため、組合といたしましては、地域住民の意識啓発と共に実践的、効果的な防災訓練になるよう引き続き両市町と連携協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（平山政利君） 田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） 質問させていただきます。

上からですが、管内の被災関連出動ということで9日から21日の間で64件出動されたと、倒木を処理したり、損壊した家屋とかいろいろ対応があったんだろうと思うんですが、9日から21日の出動のなかで人命に係ることってというのはあったんでしょうか。

○議長（平山政利君） 大木匝瑳消防署長。

◎匝瑳消防署長（大木良章君） ただいまのお尋ねでございますが、人命に係るものに関連しまして、停電による酸素呼吸器の設定に出動した件数が1件ございます。

ですが、バッテリーが作動したということですので、再設定を行ったというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（平山政利君） 田村明美君

◆1番議員（田村明美君） 在宅で在宅療養の方で、停電すると、いろいろと心配があると、生命の不安にも係わるということがいくつかあるんだろうと思うんですけども、御説明いただい

た1件だけでそのほかは実際にはなかったですか。

○議長（平山政利君） 大木匠瑛消防署長。

◎匠瑛消防署長（大木良章君） 在宅酸素療法、在宅による消防に係わる出動はその1件だけでございます。以上です。

○議長（平山政利君） 田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） 医療機関の救急搬送ということで、27件のうち23件が管外へということで、停電も私は匠瑛議員で匠瑛市内のことしかわからないんですが、市内でも何日間停電が続いたかというのが、非常に大きく差がありまして私のところなどは丸1週間、一番長いと8日間ですか、それから市役所近辺はほとんど停電を経験しないで済んだという話もあります。

ということで、医療機関がどこにあるかによっても違ったんだろうなと思うんですが、旭中央病院は対応できたと伺っていますが、匠瑛市民病院は9日月曜日の午前中、実際に診療体制というか、病院に入ることはでき医師も来ていたけれども停電の為、検査ができない、ということで事実上診療を断ったっていう実態を聞いているんです。

ですので、旭中央病院や成田日赤というようなところに、行くまでもないのに行かざるを得ないということがあったのかなと思うんですが、23件管外へということですが、9日について。もう少し説明いただけますか。

○議長（平山政利君） 大木匠瑛消防署長。

◎匠瑛消防署長（大木良章君） この停電中に医療機関の搬送ということでございますが、時間帯につきましては9月9日早朝から9月10日の昼間での時間帯に搬送した件数でございます。このうち4件は管内の医療機関に搬送しておりまして、管外搬送23件中に処置検査ができないという理由で管外へ搬送したのもございますが、明らかに停電を理由とした収容ができなかった、という報告は受けておりません。以上です。

○議長（平山政利君） 田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） それから、連携についてなんですけれども、2番の平時からいろいろ備えていかなければならないということで、消防組合としては、消防団というのは常備消防、非常備消防ということで常に連携関係、協力関係にありますから、地域に根付いた消防団の方々と連携をとってやってくということができてるんだと思うんですが、地域住民を巻き込んで意識を高めていながら訓練にもできるだけ参加していく、訓練も年に1回のお決まりのというのではなくて、自主的にいろいろと訓練を重ねてく、ということが必要になってるんじゃないのかなと思うのですが。

それはやっぱり、消防組合のほうで気にかけてということではなくて、市や町の行政が行わなければならない、ということになるんでしょうか。市に対して、町に対して住民側から、あるいは議会のほうから強く求めていかなければならないことなのかなと。

少し分かりづらい質問ですけど、御意見がありましたらお願いします。

○議長（平山政利君） 飯田警防課長。

◎警防課長（飯田政彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

自主防災組織に対しましては、地区の要請等において消防組合では自主的な防災訓練に運営、参加、協力をしております。地域の防災意識と防災力向上のためには、自主防災組織の活動を含め住民のお互いに協力し合うという共助は、今後ますます重要になると当組合でも認識しております。

地区によっては自主的な訓練を行っている自主組織もあることから、その運営に参加、協力をしているところでありますが、自主防災組織のリーダー同士で話し合っていたりとか、そういったことがあれば一番いいかと思われまます。

その際に消防としては、実践的な訓練はもとより災害の被害を軽減するために、実践訓練だけではなく火災の被害を軽減する住宅用火災警報器の設置や地震の揺れに伴う電気機器からの出火防止する感震ブレーカーの啓発もこれから併せて推進してまいりたいと考えておりますので、自主防災組織に関しましてはあくまでも要請があった場合に、訓練に参加するというものになっております。以上でございます。

○議長（平山政利君） 田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） ありがとうございます。

2の2で、災害対策で事前に備えるべきものということで、発電機の話もちよっとできてきたけれども、やっぱり今回長期の停電ということだと発電機が身近に備えられているか、利用、使用できるか、というような随分違いがあって発電機持ってるお宅などは冷蔵庫は大丈夫だったとか、夜間暗い中で苦労したということは避けれたとか、いろいろ利点が聞こえてきました。

自主防災組織の備蓄倉庫の中に発電機が備えられているんですが、匝瑳市の場合になかなか利用しづらかったというんですか、利用できなかつた、という事情もありまして今後の課題なんです。

あと上水道、それから停電によりポンプが使えないことによる給水の停止ということで、掘った井戸で手動式のポンプを各地域で持っているということが非常に重宝と、いうことを聞きました。組合からそのような御指導があればいただきたいと思いますが。

○議長（平山政利君） 飯田警防課長。

◎警防課長（飯田政彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

備えるものにつきましては、消防側のスタンスで申し上げますと、人命救助最優先ということになりますので、その貸与資機材、装備について伺ったところ救助工具セット、それと救急医療セットあるいはヘルメット等があると伺っておりますので、消防的には充実したものとなっております。

あと、地域の地理にあった貸与というのは有効かなと思われまます。山間部であれば、スコップや鋸とか、そういった地域情勢に合ったものが消防として必要かなと考えております。以上です。

○議長（平山政利君） 田村明美君。

◆1番議員（田村明美君） 最後の防災訓練なんですけど、管内で自主防災組織も参加して防災訓練等の経験が積み重なっている地域があるというふうに聞きました。御紹介いただければお願いしたいと思います。

○議長（平山政利君） 飯田警防課長。

◎警防課長（飯田政彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

自主防災組織に関しましては現在伺っておるところでは、匝瑳市であります共興地区の共興

を守る会、あるいは籠部田地区、匝瑳市中央地区など全部 16 組織あると聞いています。

いま、申し上げました共興を守る会、共興地区ですが、これは自主防災組織とは別と伺っております。

それと、匝瑳市籠部田地区。

それと昨年度ですが、飯高地区で飯高支援学校において大規模な地区防災訓練が行われ、消防も参加しております。

以上の自主防災組織等が活発と聞いております。以上でございます。

○議長（平山政利君） 以上で通告あった質問は全て終了といたしました。

一般質問を終結することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 異議なしと認め、一般質問を終結いたします。

---

△議案（第 1 号―第 3 号）の討論、採決

◎議長（平山政利君） 日程第 6、これより、討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告がありません。

よって討論を省略して、これより採決に入ります。

議案第 1 号 専決処分承認を定めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（平山政利君） 挙手多数、賛成多数であります。よって、議案第 1 号は原案のとおり承認されました。

議案第 2 号 平成 30 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平山政利君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第 2 号は原案のとおり認



定されました。

議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、  
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平山政利君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

△議長の挨拶

○議長（平山政利君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は、全て議了されました。よって、これにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議ないものと認めます。

ここで一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会にあたり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

---

△閉会の宣言

○議長（平山政利君） これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会を閉会いたします。

△午前11時27分 閉会